

令和元年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月5日(木)～13日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	5	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・採 決
第2日	12	6	金	考 案 日		
第3日	12	7	土	休 会		閉 庁
第4日	12	8	日	休 会		閉 庁
第5日	12	9	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	10	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	11	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	12	木	予 備 日		
第9日	12	13	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和元年 第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和元年12月5日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 11番 , 12番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願の報告について

第5, 議案の委員会付託について

第6, 採 決

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
84	篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について	総務建設 常任委員会
85	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	総務建設 常任委員会
86	篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定 について	総務建設 常任委員会
87	篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会
88	篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基 金条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
89	財産の取得について	総務建設 常任委員会
90	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
91	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
92	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
93	令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
94	令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
95	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	予算 特別委員会
96	令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2 号)について	予算 特別委員会
97	令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

請願文書表

請願番号	受理年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	令和元年十一月十三日	<p>看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所) 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名) 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員: 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会
2	令和元年十一月十三日	<p>介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所) 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名) 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員: 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会
3	令和元年十一月十三日	<p>安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所) 福岡市博多区博多駅南1丁目9-8 (氏名) 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員: 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会

令和元年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和元年12月9日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	4番	古屋 宏治	議員
2.	1番	藤木 高裕	議員
3.	12番	荒牧 泰範	議員
4.	2番	横山 和輝	議員
5.	5番	田辺 弘之	議員

令和元年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和元年12月13日(金)午前10時開議

- | | | |
|-----------|------------------|--|
| 第1, | 議案第84号 | 篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 第2, | 議案第85号 | 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第3, | 議案第86号 | 篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4, | 議案第87号 | 篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5, | 議案第88号 | 篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について |
| 第6, | 議案第90号 | 指定管理者の指定について |
| 第7, | 議案第91号 | 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について |
| 第8, | 議案第92号 | 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について |
| 第9, | 議案第93号 | 令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について |
| 第10, | 議案第94号 | 令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 第11, | 議案第95号 | 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 第12, | 議案第96号 | 令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 第13, | 議案第97号 | 令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 追加
日程1 | 意見書案第1号 | 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 |
| 追加
日程2 | 意見書案第2号 | 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書 |
| 追加
日程3 | 意見書案第3号 | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 |
| 第14, | 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | |

令和元年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月5日(開会)

令和元年 第4回 定例会 会議録

日時 令和元年12月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

ただいまから、令和元年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番松田 國守 議員、12番 荒牧 泰範 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月13日まで、9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第84号から議案第97号までの計14議案と請願3件でございます。

それでは、議案第84号から議案第97号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和元年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

師走に入ると同時にぐっと冷え込んでまいりました。いよいよ冬の訪れを感じるこの頃でございます。急な冷え込みに体調を崩すことのないよう気を引き締めて、令和元年最後の月を乗り切ろうと思っております。

昨日、人権週間のスタートの日に信じがたい突然の訃報が伝わりました。篠栗町

が篠栗北中学校の生徒さんたちとともに長年支援しているペシヤワール会の代表、中村哲先生が何者かの凶弾に倒れました。悔しい、悲しい事件の報道でございました。

今朝の西日本新聞は、「ペシヤワール会について語ることは、人間と世界について全てを語ることでありと言っても誇張ではない。貧困、富の格差、政治の不安定、宗教対立、麻薬、戦争、難民、近代化による伝統社会の破壊、およそあらゆる発展途上国の抱える悩みが集中しているからである」との先生の言葉を引用し、先生の業績と追悼の言葉を何ページにもわたって掲載していました。

「誰もが行くところには誰かが行く、誰も行かないところこそ我々に対するニーズがある」この30年間、まさに命を懸けて活動してこられた方でありました。

支援し続けてきた篠栗町民を代表して、心から哀悼の意を表します。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

11月21日に熊本市で「令和元年度国有林野所在地市町村長有志協議会」が開催されました。私は有志協議会福岡ブロックの代表世話人を努めておりますので、今年もこの会に参加いたしました。この会議は、九州森林管理局長をはじめ林野庁関係者との、最新の林業行政全般についての情報交換会でございます。本年度の会議のなかでは、特に「森林経営管理制度」及び「森林環境税」の取り組みについて詳しい説明をお聞きすることができました。

「森林経営管理制度」とは、これまでは森林所有者が、自ら又は民間事業者に委託して森林の経営管理を行ってまいりましたが、市町村が森林所有者の意向を確認し、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、林業経営者に再委託できるという新たな制度を追加したもので、これによって林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進するものでございます。林野庁では、伐期適齢期を迎えた人工林の伐採を促進し、新たな森づくりを推進したいとの意向でございます。

篠栗町の面積の約50%がスギ、ヒノキの人工林であることから、我が町にとっても大変重要な制度と位置付けて取り組む必要があると考えております。

また、昨年度も申しましたが、「森林環境税」は森林整備のために必要な費用を、令和6年度から国民1人当たり年間1,000円を徴収されるもので、年度総額600億円が見込まれております。一方「森林環境譲与税」は令和元年度から前倒しで市町村に対し配分されるもので、ここ3年間は総額200億円が見込まれて、3年ごとに配分額が拡大していく予定でございます。詳しくは、基金条例制定の議案

第84号においてご審議いただくときにご説明申し上げます。

11月27日に安倍内閣総理大臣、衆参両院議長、高市総務大臣ほかをお迎えして、令和元年度全国町村長大会が開催されました。全国926の町村長が一堂に会し、全国町村の総意としての国への要望を集約する重要な大会でございます。

決議文には、例年通り「町村の多くは農山漁村地域であり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の『心のふるさと』である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。」と、前段に記したうえで、今年度は、「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること」「まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること」「国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること」等、12の項目の要望書を満場一致で採択いたしました。併せて、「農村価値の創生に関する特別決議」「これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議」も採択され、同日、全国町村会役員町村長において力強く関係各省に要望活動をしていただきました。

この「これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議」は、「国において進められようとしている新たな圏域行政の推進は、連携やネットワーク化の名のもと、都心部を中心とした行政の集約化・効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる。これは『平成の大合併』の荒波の中で、苦渋の決断を迫られた我々町村及び旧町村の教訓でもある。広域行政は、既に一部事務組合や広域連合、事務委託や定住自立圏等多くの選択肢があるにもかかわらず、我々が納得できる十分な検証が行われないまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、屋上屋を重ねるだけでなく、町村の自治権を大きく損なうものである。我々町村は、このような圏域行政の推進に断固反対する。」という力強い決議であることを報告いたします。

また、明治大学の小田切徳美先生は、特別講演の中で、「これからの人口減少社会においては、賑やかな地域を創ることこそ重要である。人口は減少しているけれども、ワイワイガヤガヤと賑やかな地域である。関係人口・関係企業を増加させることによって人が人呼び、仕事が人を創る。そうした町村社会が望まれる。人口から人財を求める時代が必ず来ると予測している。そのための様々な仕掛けを惜しまずに続けていただきたい」とのお話をいただきました。どの町村長も首肯する、

町村自治を後押しする素晴らしい講演でございました。

さて、既に、令和2年度予算の事務査定作業に入っているところでございますが、福祉の充実に関する予算に重きを置くことは勿論、篠栗北地区産業団地開発事業、住居表示整備事業等、様々な取り組みを継続するとともに、新規事業にも着手する見込みでございます。

また、令和2年度にスタートする「篠栗町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各項目の設定について、審議会にて議論を重ねているところでございます。本編作成、パブリックコメントを経て3月には議会にご報告いたしたいと考えております。

以上、第3回定例会以降の諸情勢を報告いたしました。

続きまして、本定例会に提案しております議案第84号から議案第97号までの14議案についての説明をいたします。

議案第84号は、「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」であります。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に要する経費に充てるための基金として積み立てるため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、国から交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に確実に充当するため、基金として積み立てるものであります。

議案第85号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和元年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講ずる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、民間給与との較差を埋めるため、若年層の給与月額を平均0.1%引き上げるものであります。

また、民間における支給状況を踏まえ、一般職の勤務手当について、0.05月分を引き上げるとともに、特別職及び議員の期末手当についても、それぞれ0.05月分引き上げるものであります。

併せて、民間における住宅手当等の支給状況を踏まえ、家賃額の下限の引き上げ及び手当額の上限を引き上げるものであります。

議案第86号は、「篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、歳計現金の一時的な不足に対応するための繰替運用について規定する

ため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、本基金条例に繰替運用の規定がないため、他の基金条例との整合性を図るため、繰替運用について規定するものであります。

議案第87号は、「篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地域福祉、高齢者、障がい児者施策を総合的に取り組み、地域共生社会の実現に向けた計画を一体的に策定するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、令和2年度中に計画期間が満了する篠栗町地域福祉計画、篠栗町高齢者保健福祉計画、篠栗町障がい者計画、篠栗町障がい福祉計画及び篠栗町障がい児福祉計画を一体的に策定するため、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例を篠栗町福祉総合計画策定審議会条例に改め、個別の計画について審議会で審議が可能となるように必要な改正を行うものであります。

議案第88号は、「篠栗町国民健康保険・篠栗町老人健康保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、平成30年度に国民健康保険が県単位化されたことに伴い、本町の国民健康保険事業の財産運営が安定化してきたことで、基金の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するものであります。

廃止の理由は、国民健康保険の保険給付費支払に係る事業の円滑な運用を目的に設置された基金について、既に目的が果たされた状態であると言えるため、基金の廃止を行うものであります。

議案第89号は、「財産の取得について」であります。

本議案は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」導入業務により、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、トイレトレーラー。契約金額は、1,618万7,500円。契約方法は、特命随意契約。契約の相手方は、JPホームサプライ株式会社 代表取締役 松浦健之 であります。

なお、本議案につきましては、事業費の一部を緊急防災減災事業債を活用して取り組むものでございます。トイレトレーラーの発注から納入まで4ヶ月弱かかると見込まれることから、今年度内の納車に間に合うよう、議会開会日の本日に採決を

願うものであります。

議案第90号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの現指定管理者が令和2年3月31日で指定期間終了となるため、再指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体の名称は、大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之。指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。

なお、指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定がなされました。

議案第91号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により整備実施の農業用施設整備工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第4号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第92号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴う地元業者との協議により、整備実施の農業用施設整備工事及び多々良川可動井堰に関する施設管理協定書に基づく、多々良川可動井堰の補修・改修及び災害復旧工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事請負徴収条例第4条第1項第4号及び第6号適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第93号から第97号までの5議案は、「令和元年度補正予算」であります。

議案第93号は、「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億633万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,591万円とするものであります。

まず、歳入につきましては、町税を120万円、地方特例交付金を927万9,000円、分担金及び負担金を5万1,000円、国庫支出金を5,455万8,000円、県支出金を5,323万3,000円、寄附金を2,300万円、諸収入を

8万円増額するものであります。

また、公共事業等債1,800万円を追加し、地方道路等整備事業債を1,800万円減額し、普通交付税を6,493万8,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、企画費といたしまして、ふるさと納税寄附金に対する返礼品等に810万円を追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付費に8,246万4,000円、更生医療給付費に1,280万2,000円、ひとり親家庭等医療対策費といたしまして、ひとり親家庭等医療費に194万9,000円を追加し、国県補助金返還金といたしまして、介護保険対策費等に1,042万円を追加し、後期高齢者医療対策費といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金に1,867万3,000円を追加、児童福祉総務費といたしましては、障がい児保育事業補助金に729万円を追加するものでございます。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業に2,207万2,000円を追加するものであります。

消防費におきましては、防災費といたしまして、システム使用料に149万6,000円を追加するものであります。

教育費におきましては、支援学級増加に伴う教室分割工事費といたしまして、勢門小学校費に1,100万円、北勢門小学校費に1,716万円を追加し、公民館費といたしまして、公民分館整備費補助金に125万2,000円を追加するものであります。

公債費におきましては、償還利率の見直しに伴い、元金に992万7,000円を追加し、利子を963万円減額するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、人件費分に33万8,000円を追加するものであります。

また、人事院勧告により、国に準じた措置に講じるための人件費等に553万6,000円を追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、プレミアム付商品券事業におきまして、令和2年4月以降の支払いに対応するために、これに係る費用700万円を翌年度へ繰越すものであります。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託ほか4事業におきまして、令和元年度から令和2年度に2,086万7,000円、令和2年度に3,116万円の債務負担行為を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、新たに公共事業等債を1,800万円追加し、地方道路等整備事業債におきましては、これを廃止するものであります。

議案第94号は、「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ46万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,227万円とするものであります。

内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正のほか、県補助金等の額の確定による返還金の増額補正、財源更正等、また前年度繰上充用金の額確定による減額補正でございます。

議案第95号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,257万3,000円とするものであります。

内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

議案第96号は、「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に17万6,000円を追加し、収益的支出の総額を8億7,384万7,000円とし、収益的支出額に対し2,325万8,000円の黒字予算とするものであります。

議案第97号は、「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町水道事業会計予算を、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出から8,000円を減額し、収益的支出の総額を5億2,307万7,000円とし、収益的支出額に対し223万4,000円の黒字予算とするものであります。

また、企業債償還金の補正により第4条資本的収入及び支出において、支出に29万5,000円を追加し、資本的支出の総額を1億9,956万2,000円とし、不足する額1億1,946万1,000円は、損益勘定留保資金等5億5,227万4,000円の中から補填するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「請願の報告」をいたします。

請願3件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 今議会に、請願3件の提出がありましたので報告いたします。

請願1号、受理年月日 令和元年11月13日、件名 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願」、請願者の住所・氏名 福岡市博多区博多駅南1丁目9の8 福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 氏。紹介議員は、村瀬 敬太郎 議員と今長谷 武和 議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、タブレット掲載のとおりでございますので、省略させていただきます。

請願2号、受理年月日 令和元年11月13日、件名 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願」でございます。

請願者の住所・氏名、紹介議員につきましては、請願第1号と同一の方でございます。

請願3号、受理年月日 令和元年11月13日、件名 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出に関する請願」でございます。

こちらも請願者の住所・氏名、紹介議員は、同じ方でございます。

請願の趣旨等につきましては、タブレット掲載のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 日程第5、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第84号から議案第97号までの14議案と請願3件を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第84号から議案第92号までの9議案と請願3件につきましては、タブレットに掲載の議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第93号から議案第97号までの補正予算5議案については、「議長を除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、4番 古屋宏治 議員、副委員長は、6番 栗須信治 議員です。

最後に、報告第16号と報告第17号については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

次にお諮りします。

本日上程されました議案のうち、議案第89号「財産の取得について」は、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これより引き続き、総務建設常任委員会を開催しますので、委員会室にお集まりください。

文教厚生常任委員会の委員は、このまま本会議場で待機してください。

では、速やかに移動してください。

休止 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（阿部 寛治）本会議を再開いたします。

日程第6、議案第89号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第89号「財産の取得について」

本議案は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」導入業務により、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得する財産は、トイレトレーラー。

契約金額は、1,618万7,500円。

契約方法は、特命随意契約。

契約の相手方は、JPホームサプライ株式会社 代表取締役 松浦 健之 であります。

委員会の中で、「イベント等での利用ができるよう、また、トイレ環境整備で、ウォシュレット等の整備をお願いいたします」という意見が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時43分

令和元年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月9日 (一般質問)

令和元年 第4回 定例会 会議録

日時 令和元年12月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、5名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内にいたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してお願い申し上げます。

本会議場での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムで配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、古屋宏治 議員。

○議員（古屋 宏治） おはようございます。

議席番号4番、古屋宏治でございます。

今回は、「農振除外による広大な農地での将来に向けたまちづくり計画」について、質問させていただきます。

私が議員となり、この数年間、毎年「農振区域の除外、農地利用」について質問させていただいております。

今回も、「農振除外」について質問をさせていただきます。

農家の方々は、黄金色に実った稲穂の収穫も終わり、一息ついていらっしゃる時期だと思います。今年も待ちに待った新米の季節がやってまいりました。つやつやでもちもちの御飯が食卓に並べば、みんな笑顔になります。日本人の主食はお米です。

私が質問しますことは、決して、「全ての農地をなくし、宅地化をしましょう」と言っているのではなく、農業従事者が今後減っていくなか、必要な農地は残し、

農家の方のためにも、また、将来の町のためにも早急に対応が必要な時期に来ていると考えるからであります。

農業界で大きな問題となっているのは、農業人口の減少や高齢化、そして、後継者不足であります。

全国の農業経営体数は、118万8,800経営体で、前年に比べ2.6%減少し、九州でも18万1,600経営体が17万7,500経営体に2.3%減少し、家族経営体も2.3%、組織経営体も1.6%昨年から減少しております。平均年齢も2017年度で66.7歳、年々上がってきており、今では、ほぼ70歳に近い世代の方々が、一生懸命に従事し、日本の農業を支えていらっしゃいます。

その一方で、農家の子どもたちは、農業の大変さを直に見て育っているために、後を継ぎたがりません。農業法人はできているものの、その後の後継者不足もあり、農業を取り巻く環境の厳しさは、益々大きな問題となっております。

このような厳しい状況の中、この農地の有効化を考える時期ではないかと思えます。

今では、福岡市・福岡都市圏は急速な発展を遂げています。人口も益々増加しており、福岡市では、天神ビッグバン、博多コネクティッド、ウォーターフロントネクスト、九州大学跡地などの再開発計画と様々な開発を進めており、日本一元気な都市と言われております。篠栗町も福岡都市圏として10年後、20年後を見据え、今の若い人たちが、どのようなまちで暮らしたいのか、またどのようなまちに人が集まり、どのようなまちが人を呼び込めるのかを考える時期に来ており、町を発展させていくには、大きな面での大きな開発が必要であると思えます。

都市開発が進み、経済活動が活発になれば人の移動も増えます。北地区産業団地での企業誘致による自主財源の確保、雇用の場づくり、定住促進といった開発をもとに次の企業誘致づくり、財源づくり、雇用の場づくりを計画するべきと思ひ、この広大な農地を利用し、今後の町の姿を10年、20年後という時間軸で構想を練っていく時期であると思えます。

残す農地は、将来にわたりしっかり守っていき、開発計画する農地は、計画が始まるまで守り育てていただきたいことを踏まえ、今回も農振除外について質問いたします。

1、以前の一般質問の要望で、農地の地権者へ、今後の農地、農業についてのアンケートの依頼をお願いしたが行われたか。

2、人・農地プランの策定は。

3、農地中間管理事業の利用者数と面積は。

4、農業振興地域制度において国と県、県と市町村との協議の中で、篠栗町に残さなければならない農地面積が決められているのか。

5、これからも、この50ヘクタール、40ヘクタールの農地は、10年、20年後も残していくべきと思われるか。

6、最後に町長に質問いたします。以前の答弁で、「当該農地は農振地域の指定であり、いまだ市街化区域内や調整区域内に農地が残っている中での計画は現実に即さない。策定中の第6次総合計画の策定委員会の中でも、一部、その農地の利用についての提言があったが今回は見送った。また、今後市街化農地が転用され減少し、利用可能な農地がなくなることが明確になり、その後に、農振区域のまた新たな将来像が見えてくるのではないか。その際には、いろいろなビジョンについてアイデアを出し、方向性を考えていきたい」と答弁をいただいております。

農振区域、この優良農地は、なかなか除外することが特に難しい地域であります。

また、5年先、10年先になっても、市街化区域内の農地がなくなることはないと思います。

他の地域の事例を言ってもしょうがありませんけれども、例えば新宮中央駅周辺開発は、「何かやらなければ」と地権者からJA粕屋が相談を受けてから組合解散まで約22年かかっております。

当時の粕屋農協組合長の言葉が「当地区は、新宮町の中でも水田を中心とした広範囲にわたる優良農地でございました。しかしながら、農業をめぐっては、時代の流れとともに、農業後継者の減少や農業者の高齢化という問題が深刻さを増してきました。このような農業事情を背景に、平成4年9月に、地域の皆様より『次世代へつなぐ土地活用が必要ではないか』という要望のもとに、沖田開発準備委員会が結成され、翌年準備委員会より弊社に対し開発計画の立案の相談がありました。その後、準備委員会と弊社にて、開発手法や計画を伴う検討を重ね、平成13年に沖田土地区画整理準備組合設立、平成18年に沖田土地区画整理組合設立許可を福岡県知事より受け、沖田土地区画整理事業が発足した」とのことです。また、新宮町長の言葉で「新宮町第4次総合計画と同時の平成13年度にスタートし、平成18年には都市計画事業としての許可を受け、同年から土地区画整理事業がスタートしています。平成25年10月の組合解散まで通算13年となる本当に長い道のりでした」とのことです。準備期間に9年、町の計画から許可がおりて完成まで13年、通算22年の開発です。

この開発と同じくらい難しい地域であります。当然開発の主体は地権者であり、地権者が組合をつくり、町に協議を求めてきたときに、町としてのビジョンがなければ前に進みません。

篠栗町都市計画マスタープランでは、「計画の目標年次、本計画では、平成24年を基準年次とし、20年後の平成44年、令和14年を目標に見据えた都市づくりの方針と示します。なお、10年後の平成34年、令和4年を中間年次と位置づけ、社会状況の変化や時代のニーズを踏まえ、必要に応じた検証を行うこととします」とあります。

今後の農地対策、今後の町の発展のためにもマスタープラン中間年次、令和4年に一部マスタープランの見直し、農振区域（田園ゾーン）の変更をお願いしたいと考えますが、いかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいま古屋議員から「広大な農地での将来に向けたまちづくり計画を」とのご質問をいただきました。

最初の5項目については、産業観光課長から答弁をいたします。最後のご質問については、その後、私の方からいたしたいと思えます。役場の担当課としてのこれまでと同様な答弁になるかもわかりませんが、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○産業観光課長（井上 勝則） では、私の方より古屋議員からの「農振除外による広大な農地での将来に向けたまちづくり計画について」のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、「人・農地プランについて」説明させていただきます。

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や地域農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。

そして、その実質化として、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査の実施、そのアンケート調査の結果や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により把握、そして5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めることとなります。

では、古屋議員の質問 1、「農地の地権者へのアンケート」についてでございますが、アンケートの実施は、人・農地プラン実質化への第一歩であり、今後の農事組合等における方向性を定める大切な役割でございます。そのため、現在アンケートの実施に向け準備を行っており、来年中に行う予定といたしております。

質問 2 の「人・農地プランの策定」につきましては、実質化が行われた地区はまだございません。アンケート実施後、津波黒・和田の農業法人や上町区の認定農業者等を基に検討していきたいと考えております。

質問 3 の「農地中間管理事業の利用者数と面積」につきましては、表作で貸し手 23 名、借り手 2 法人、面積 9.3 ヘクタール。裏作では、貸し手 14 名、借り手 1 法人、面積は 3.4 ヘクタールとなっております。

質問 4 の「農業振興地域制度において県と国、県と市町村の協議の中で篠栗町には残さなければいけない面積が決められているか」につきましては、数値的制限があるわけではございません。ただ、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地等の確保に関する基本指針が平成 27 年 12 月に改正されました。この中で、令和 7 年において確保されるべき農用地区域内農地面積を全国で 403 万ヘクタールと定めております。

そして、これに基づき福岡県は、福岡県農業振興地域整備基本方針において令和 7 年に確保すべき県内農用地区域内農地面積の目標 7 万 1,400 ヘクタールとしております。

質問 5 の「これからもこの農振区域の農地は 10 年後 20 年後も残しておくべきと思われるか」につきましては、農地は農業生産にとって最も基礎となる資源ではありますが、農業への思い、また考え方は時代とともに変化しており「残していくべき」という固定観念なく考えるべきだと思っております。

しかし、水田には産業として農作物を作るだけでなく、水源涵養機能や洪水防止機能、良好な景観の形成機能などがあり、また開発を進めるためには、インフラ整備などを行う財政基盤が必要となっております。

そして、宅地と農地が混在化する無秩序な乱開発事業、これは最も避けなければならないことです。

そのため、農振地域を除外するにしても都市計画区域における構想なく行うことはなく、関係各課や諸団体と協議検討を慎重に進めるべきだと考えております。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私からは、6問目のご質問に答弁いたします。

篠栗町のさらなる発展への熱意は私を含め皆一緒であろうと思いますが、それにより住環境の悪化を含めた既存の住民の暮らしやすさ、篠栗町の良さが阻害されないようにすることも重要であると考えているところでございます。

実は、篠栗北地区産業団地へ進出希望のあった会社に私がトップセールスに参りました。そのなかで、「今回の開発にはタイミングがどうしても合わないけれども、福岡インターから近いところにある篠栗という地に対する魅力は大いに感じている。時期が訪れたら是非、こちらから工場用地の相談に伺いたい」と2社からお話をいただきました。それほど、外部の企業から見ると、篠栗町に対する魅力は相当なものであると実感した次第でございます。

課長が「農業への思いや考え方は時代とともに変化しており、『残していくべき』という固定観念なく考えるべきだ」と申し上げましたが、私もそのとおりであると考えております。

ご質問にあるように、マスタープランの中間年次、令和4年は町にとって産業団地における各企業の操業開始とともに大きな変化が起こり始めている時期に重なるかと予感しております。

そうしたことから、令和4年度は、その後のマスタープランのありようについて、じっくり検討を加える必要のある1年となろうかと思っております。人口減少社会が進むとはいえ、関係人口の増加が見込まれる中、当然、次の時代の発展の可能性も踏まえて農振区域の変更も視野に入れる時期になろうかを感じているところでございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

今、町長が申されました「次の時代の発展の可能性も踏まえ、農振区域（田園ゾーン）の変更も視野に入れる時期と感じております」ということをいただきましたけれども、これは中間年次の令和4年のマスタープランの見直しの時期に、こういう農振区域の見直しも検討に入れていただけるということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまのマスタープランは、平成27年にスタートいたしました。これについては平成24年を基準として3年間かけて検討して、最終的に

出来上ったものでございます。

短期間で出来上るものとは思いませんけれども、今申しあげました周りの状況から考えまして、ちょうど27年のマスタープラン改定の際に、24年度の基準から10年後には見直しましょうということを謳っているわけでございます。

それに該当する年次にもなるわけですから、ただいま申しあげましたように農振の今後の有効な利用も含めて、じっくり考えて協議をしていかなければいけないと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

再質問をいっぱい考えてきていたんですが、町長からありがたいお言葉いただきましたので、再質問は全て取り消させていただいて、これで終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次に移ります。

質問順位2番、藤木高裕 議員。

○議員（藤木 高裕） おはようございます。

議席番号1番、藤木高裕でございます。

今回の質問は、2項目を予定しております。

それでは早速、初めの質問を行いたいと思います。

最初の質問は、「ゴミ袋のバイオマスプラスチック化に向けた取り組みについて」であります。

今年に入りまして既に2回、西日本新聞に「ゴミ袋をバイオマスプラスチック化し、地球環境に優しいものに変更する自治体」の記事が大きく掲載されております。そして、九州では唯一、北九州市が来年秋からこの方法に切り替えることを決定しているとのことでした。問題は、コスト面だと思いますが、現在のところコストの割高感は否めないところです。しかし、世の中の趨勢として現状を維持することは今後難しくなると考えております。

ゴミ袋を中国で生産されたものをいち早く採用し、近隣の自治体の中で最も安い単価で提供し続けております篠栗町であります。今後も環境問題に積極的に取り組むためにも、ゴミ袋のバイオマスプラスチック化について真剣に検討する必要があると思います。

町長の見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、藤木議員の1番目の質問「ゴミ袋のバイオマスプラスチック化に向けた取り組みについて」答弁をいたします。

まず、ご質問の中で、ここについては少しご修正といいたいでしょうか、取り消していただきたいんですが、我が町のゴミ袋については、公正なる入札にて納入業者を決定しているのは当然でございますが、「中国で生産されたものをいち早く採用し」という点については、そのような指定をしているわけではございません。現在のゴミ袋については、入札の際は、袋の表示文字については指定し、そして袋の生産国は問わないとして入札価格をできるだけ低く抑えるように努力して公募をしているものでございますので、そのことをご認識いただければと思っております。

ご質問については、都市整備課長から答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 「ゴミ袋のバイオマスプラスチック化に向けた取り組みについて」のご質問にお答えします。

指定ゴミ袋のバイオマスプラスチック化に取り組まれています北九州市に確認いたしましたところ、今年度からボランティア用を、来年度から全ての指定ゴミ袋をバイオマスプラスチック製にする予定とのことございました。目的は、二酸化炭素の削減でございます。北九州の場合、収集したごみは焼却処理を行っておられます。従来は石油由来のプラスチック製ゴミ袋は、焼却されると地上の二酸化炭素量を増加させることとなります。

一方、植物由来のバイオマスプラスチック製ゴミ袋は、焼却による二酸化炭素の発生はありますが、植物が成長の際に地上の二酸化炭素を吸収しており、地上の二酸化炭素の増減に影響を与えないという性質を持つことから、環境負荷を低減できるものと考えられております。

現在、本町のごみ処理は、RDF化を行い、大牟田市にあります発電所で燃料として焼却されていますことから、バイオマスプラスチック化は、環境負荷低減に貢献できるものと考えられます。

しかしながら、バイオマスプラスチック化は、従来の指定ゴミ袋よりも製造コストが上がるのが考えられます。

また、現在流通している自治体のバイオマスプラスチック製のゴミ袋は、主にサトウキビを原料としておりまして、今後、このゴミ袋を導入する自治体が増えますと、原材料の供給が追いつかなくなるとの情報もございます。

以上の点も踏まえまして、本町におきます指定ゴミ袋のバイオマスプラスチック化は、今後、製造コスト、他自治体の導入状況、そして地球環境に配慮するという観点を総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 「総合的に検討していきたいと思います」とお答えをいただいて、自治体が率先して、このことに取り組むことで、廃プラ対策の啓蒙に繋がっていくとっております。直ぐには無理かもしれませんが、前向きに検討していただきたいと思いますと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（阿部 寛治） 2問目ですね。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 次は、9月議会に引き続き、本町に新たに設置予定の特別養護老人ホームに関して伺いたいと思います。

9月議会における町長の説明を聞き、古賀市及び糟屋郡の各自治体の既設の特養施設には、多くの待機者が存在し、そのため新たな特養を設置することが急務であることは十分に理解できました。

そして、わが町だけでなく、粕屋町及び新宮町にも新設計画が進んでいることも知ることができました。施設開設に多くの困難があると思います。わが町の計画も順調に進んでいると期待しております。

質問の趣旨に入ります。

町が行った特養設置事業者を選考するプロポーザルは関係書類の提出までの期間が40日弱と限られ、しかもその間に施設用地の確保に関し、関係地権者の同意書まで提出しなければならないため、ハードルが高いものとなっていると思えてなりません。

従って、その場所には町有地が多く含まれているのではないかと推測しております。未利用の町有地が含まれていても問題はないと思いますが、その場合はプロポーザルで募集する際、情報として明記すべきだと思います。私の勝手な想像にすぎませんが、まずは建設予定地に町有地が含まれているかどうかを明確にしたい。そして、差し支えない範囲で計画されている施設の場所を教えてくださいたいと思います。

それから、特養を新設する場合、スタッフを近隣の施設から引くことが多いと聞いております。今回の設置を希望される事業者には、特養の経験がありません。更には、篠栗町には活動基盤もありません。そのような状況で、いきなり80床の施設をオープンすることは容易でないと誰もが思うのではないのでしょうか。

従って、既設の特養とトラブルを起こさないよう、自治体と新設業者との間でスタッフの引き抜き等を行わない協定を結ぶケースもあるようです。

我が町も既設事業者を安心させるためにもこの協定を結ぶべきだと思います。

以上、2点について尋ねます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま「本町に設置予定の特別養護老人ホームについて」のご質問をいただきました。

ご質問については、福祉課長から答弁をいたしますが、前段の特別養護老人ホーム事業者を選考するプロポーザル関係書類の提出の期間が40日弱ということについて、多少ご認識に相違があると思いますのでここで申し上げておきたいと思えます。

この整備につきましては、本町高齢者福祉計画、それから第8次福岡県高齢者保健福祉計画に、平成30年度から平成32年度までの整備量として定められ公表されているものでございます。

当然私どもは、広域介護連合の中に入っておりますので、広域介護連合にご相談、申請を申し上げまして、そこから福岡県高齢者保健福祉計画の中で、県でご審議いただいてこの80床というのが公表されたものでございます。

従いまして、進出を希望しようという法人は、ここ数年間かけて篠栗町の中で立地できる場所はないかを探ることができるわけでございまして、事実私のところに、この2年間、複数の法人が「進出を考えているけれども立地に適した場所はないか」とご相談にお見えになりました。

また、進出する法人については、過去に特別養護老人ホームを開業している場合は、県への提出書類は、申請書類と同様の仕様でございますし、タイムスケジュールも十分把握した上での申し込みでありますので、相応の準備をした上で、町の公表を待つという流れでございますので、その点をご承知おきいただきたいと思います。

それでは、質問には福祉課長から答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ。

○福祉課長（平山 智久） 藤木議員の「本町に設置予定の特別養護老人ホームについて」のご質問にお答えいたします。

まず、計画地に町有地が多く含まれているのではないかとのことですが、わずかに里道や水路が含まれるのみで、民有地でございます。場所につきましては、現段階で福岡県との協議が整っておりませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

次に、既設事業者からのスタッフの引き抜きを防ぐために、町と新規事業者との間で協定を締結することについては、福岡県介護保険広域連合本部に問い合わせたところ、それを目的に自治体と事業者の間で協定を締結した事例は把握していないとのことでした。

憲法第22条第1項には、職業選択の自由が定められておりますので、協定を締結した場合であっても、その効力が及ぶ範囲は限定的であると思われま

す。従って、協定締結の事例については、引き続き調査を行いますが、既設事業者の運営が困難となる事態は、町としましても防ぐべきと考えておりますので、県との協議が整った後、当該事業者には既設事業者からのスタッフの悪質な引き抜き行為は厳に慎むよう申し伝えることにいたします。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

藤木議員。はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） すいません、私の認識のずれで、2年間かけて企業は進出を検討して、その間に地権者との同意書などを取ることもできるということでしょうか。

確認のための質問になります。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私が申し上げましたのは、県において、もう既に平成30年度の時点で、篠栗町に80床の特養老人ホーム建設については許可するということの計画が発表されているわけで、進出予定の事業者は、それについて篠栗町の「じゃあ、どこでしょうか」ということを、その時点から真剣に考えられるということでございます。

○議長（阿部 寛治） 理解できましたか。

はい、次あったらどうぞ。

再質問、いいですよ。

○議員（藤木 高裕） 篠栗町は、プロポーザルの公募を行っていて、私の認識不足であつたらすいません、粕屋町は普通の公募の方式で募集をかけていたと思っておりますが、その違いについて、よければ教えていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○福祉課長（平山 智久） 粕屋町の公募の方法についてはですね、議員がおっしゃっている内容というのはですね、どのようなことかというふうなことは精査はしておりませんが、近隣での事例については、私どもと同様、プロポーザル方式で公募することがほとんどかと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 福祉課長からも「既設の事業者の運営が困難となる場合は、町としても防ぐべきだと考えている」という言葉をいただいたので、私の質問はここで終わりたいと思います。

以上になります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 3 番、荒牧泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

2 点ほど質問いたします。

まず初めに、町長にお尋ねですが、「現在の財政状況の説明を求める」ということで、先月の建設業界紙に役場庁舎建て替えの記事が載っておりましたが、駅東自由通路で 1 0 億 7, 0 0 0 万円、加えて北地区産業団地計画でどれほど予算が投入されるか不確定な中での寝耳に水の話です。

私は以前より有事に対策本部となる役場庁舎が震度 6 の地震で倒壊の恐れがある強度では話にならないので早急に建て替えをするべきと提案してまいりましたが、その都度、予算が見込めないとの答弁でした。

新庁舎の必要性は今更問うまでもありませんが、果たしてその予算が見込めるのでしょうか。

現在の財政状況で庁舎建設予算を捻出できるのかお尋ねいたします。

また、それ以前に現在のわが町の財政状況は、今年度予算でも基金の繰入れを財源とした編成がされており、基金を取り崩さなければ実質的な収支は大きく赤字になるのではないかと危惧しておりますが、そこも含めて詳しく説明をしてください。

私が知るこの 2 5 年間で、年度ごとのばらつきはありますが、ここ数年でその針が黒字から赤字へ振れていると思っておりますが、もしそのような状況なら最悪、夕張市と同じ状況になることも考えられますので、正確に詳しく説明をいただきたいと思います。

います。

○議長（阿部 寛治） では、1問目の答弁をお願いします。

町長。

○町長（三浦 正） 「現在の財政状況の説明を求める」というご質問に対してお答えをいたします。

庁舎建設予算のことは、後ほど述べるといたしまして、「現在の財政状況について詳しく説明を」というご質問にまずお答えしたいと思います。

荒牧議員がおっしゃるように、今年度の予算は、財政調整基金、減債基金及び公共施設等整備基金からそれぞれ3億円、合計9億円の基金繰入れを財源として予算を編成いたしております。決算においては、執行残等があるためこれら全てを繰入れることはないと思いますが、減債基金及び公共施設等整備基金につきましては、一部繰入れを行う必要があると考えているところでございます。

本町の基金につきましては、昨年度は繰入れを行いませんでしたが、平成28年度は、減債基金を2億円、平成29年度は、減債基金、公共施設等整備基金及び財政調整基金を合計6億6,168万4,413円一般会計に繰入れておるわけございまして、基金残高がピークであった平成24年度の34億8,000万円からは約15億8,000万円の減額となっております。

今後も高齢者、障がい者支援や次世代育成支援など扶助費への支出は増え続けると思われ、ここ数年は、基金の繰入れを財源とした事業運営を強いられるのではないかと考えております。このため現時点では、公共施設等整備基金を財源とした庁舎建設はできないと考えているところでございます。

町ではこれまで、据置期間や長期の償還期間設定により、交付税措置がなくなった後も償還を行われなければならない起債については、繰上償還により起債残高を減らし、また、交付税措置のない起債は起こさないとの施策により、後年度負担のない財政運営に努めてまいったところでございます。

基金を財源としての運営を行わなければならない状況にあることは、議員がおっしゃるように実質的な単年度収支が赤字となるため、財政状況が良くないように見えますけれども、後年度負担の少ない財政運営を行ってきたことから、健全化を判断する4つの財政指標、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」及び「将来負担比率」につきましては、本年9月の第3回定例会における決算特別委員会でご説明いたしましたように、おおむね良好な状態にあるわけございまして、決して赤字再建団体に陥るような状況ではございませんことをご報告いた

します。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、ここ数年は厳しい状況にあるため、行財政改革大綱で示されたように、組織見直しなどによる行政の効率化、施設資産の見直しによる経費の削減、そして、篠栗北地区産業団地整備などによる新たな歳入確保を推進することによって、基金に頼らない財政運営にしていかなければならないのは言うまでもございません。そうした中で、冒頭の「現在の財政状況で庁舎建設予算を捻出できるのか」というご質問に改めてお答えいたしますが、庁舎建設予算の捻出は、現在の財政状況の中では不可能かもしれません。

従いまして、財源をどう確保していくかが肝となるわけでございます。行財政改革大綱において算出されました庁舎建設費用は、概算で約24億円となっております。起債によりそのうちの18億円は、財源確保できますが、残りの6億円については、庁舎を移転するとした場合、篠栗駅に隣接するこの場所を民間に売却し、財源を確保するといった収支計画を立てて実行可能という判断ができれば、議会と実現に向けて協議することになるかと考えております。

年度決算の財政状況につきましては、ご質問にもあるとおり、厳しいのではないかとの判断はその通りと申し上げざるを得ませんが、これは企業で言えば、年度決算における貸借対照表の分析に基づく判断と言えるのではないのでしょうか。

一方、これからの財政状況につきましては、現在、財政課において「中期財政計画」を作成中であり、できれば今年度中には公表する予定にしておりますが、こちらは企業で言えば、長期的な収支計画とでも言えるものでございます。年度ごとのフローを分析することによって長期的な設備投資計画の可否を検討し、実現可能な設備新設計画を盛り込もうとするものでございます。準備ができましたら議会にお示しし、詳しくご説明をし、ご意見を賜りたいと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問。

○議員（荒牧 泰範） まず初めに、そこが問題というわけじゃないんですが、冒頭の庁舎移転、この話が、金額と、しかも地点まで出てしまったことについては、これ、非常にまずいんじゃないかと思いますが、その辺りはどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これについては、私どもこの行財政の審議会の中で、パブリックコメントに当然出して、そのパブリックコメントの内容も含めて、議会にご報告

するということを審議会の中でも申し上げておりました、パブリックコメントの内容を見た業者が、そのパブリックコメントに書いている内容をそのまま書いたわけでございますので、私どもが意図的に、この建設業界紙にそういうアナウンスをしたわけでもございませんし、これはあくまでも計画のことのパブリックコメントの内容でございますので、その辺はお間違いないように。

私どもがこういう計画をしているんだということを言っているわけでも全然ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 凶らずしも、業界紙に抜かれたっていう格好で出て回っているんですが、昨日、下町区のもちつき大会をやっていたところ、区民の方が「役場移転するんですか」って聞いて来られるので、そういう噂も、町サイドからしたら、根も葉もない噂なんでしょうけれども、住民の方は不安に思っているから、その辺りはきっちりアナウンスをしていただきたいなと思います。

できますでしょうか。

よろしく申し上げます。

それと、財政状況ですが、財政課長、今時点での借金、起債残高と理論償還上の交付税措置がされるものを除いて、実質的な借金と、あと取崩し可能な基金がいくらかなのか教えてもらえますか。

○議長（阿部 寛治） ちょっと待ってください。

通告に書いておいてもらっていたら、直ぐできたみたいですけど、今、書類を探していますから。

できますか。はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文） 平成30年度の決算でお答えいたします。

単位は千円単位でお答えいたしますが、起債の残高といたしまして、66億3,023万5,000円でございます。そのうち交付税として算入されます額につきましては、61億7,690万8,000円でございます。

実質、借金といたします額につきましては、その差引額4億5,332万7,000円でございます。取崩しができますというか、基金の30年度末の積立現在高といたしましては、18億9,669万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） そこを踏まえて、北地区産業団地については、最初からプラス・マイナス・ゼロで事業を終わっていただきたいということでしたが、今のところどうも15億ぐらいの赤字。ただその中で、町債を8億ほど振り出していたと思うんですが、8億ぐらいで間違いはないですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 平成31年度、今年度について、8億という予算を今計上して予算組みをしているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） となると、これもまた純然たる30年度、現在を見てみるとその8が億あれば、積立金が18億のうち、単純に差し引くと10億で、実績的借金が4億5,000万で、5億5,000万しか今この時点で余力がないということになると思うんですが、その余力のなさというのは過去最低だと思うんですが、私の認識に間違いはないでしょうかね。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 8億、今予算を組んでおりますけれども、これにつきましては令和元年度終了し売却した後でのうち入れ等もございます予定ですから、今のところそれが最終的な結果になるという荒牧議員のご判断の中でお答えすることは難しいところでございますが、これについては令和元年度の決算においてご説明をしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いずれにしても、非常に厳しい財政状況であると私も思いますし、先ほど町長もおっしゃっていましたが、ただそうなる、住民の皆さんの不安をあおらない為にも、先ほどもおっしゃった長期計画、これを早目に打ち出していきたい。是非とも今年度中に打ち出していきたいと思うんですが、いかがなものでございましょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これにつきましては、パブリックコメントで記載している長期的な計画に基づく試算というのも当然含まれてきます。

それに合わせて、例えば、先ほどの庁舎建設につきましても、先ほどは売却についていうふうに言いましたが、その他の施設も含めまして、高層化した上で、DBOで一部庁舎が借りるとか、PFIにおいて長期的割賦払いにするとか、いろんな方法も考えていきながら、できるだけ将来町民の皆様に負担がないような形で

計画を練り上げて、それについてはまず議会の皆様方に「こういうふうな計画でいきたいと思う」というお示しをするべきであろうと思いますので、その時にはまたご相談申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後にはお願いですが、やっぱり物事というのは初めの一步が大事で、財政的に非常に厳しいのはわかるんですが、たとえ100万でも「新庁舎建設基金」っていうのを設けていただきたいと思うんですが、その辺りいかがでございましょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） その辺はですね、どういうふうにすべきかというのも考えなければいけないところでございましょうけれども、開会日に提案いたしました中で、いわゆる森林環境譲与税の基金の積立てというのがありますが、これについては「木質化の建設物をつくる場合の重要な財源としなさい」というふうなことも言われておりますので、今特定をしているわけではございませんが、庁舎を木質化することになれば、それについての重要な財源になってこようかと思っております。

ただ、今はまだ、その庁舎建設のためのという確定はしておりませんが、そのような形で、今年度についても、それから今年度以降順次積立てしていくというふうな財源になろうかと思っております。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 2問目、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 2問目は、教育長にお尋ねいたします。

「教育委員会の政教分離の考え方を問う」ということで、ここ数年、町立の小中学校や幼稚園の運動会を見に行きますと、数名ではなく組織的と思われるほど、ほぼ全員の教諭が同じTシャツを着用し指導を行っておられます。

このTシャツには、篠栗八十八箇所霊場めぐりをあらわす数字の「88」とローマ字で「HENRO」にお大師さん参り姿のシルエットが描かれております。

真言宗の空海、弘法大師を拝する霊場巡りを教育の場に持ち込むことは政教分離の観点からどうお考えかをお尋ねいたします。

もっとも私自身、毎年篠栗町霊場会主催の霊場巡りにお招きいただき、郷土の自然に触れ新たな発見があったり、心洗われる思いで大変すばらしい経験をさせていただいております。

この町の産業財産（霊場）は、大切に育成していかなければなりません、その

仕事は、霊場会はもとより商工会や観光協会などの団体、お土産、食事、宿泊に係わる方々の使命であり、町も産業観光課を中心に強力に支援していくべきと思います。

しかしながら、教育の場に布教活動ではないとはいえ、宗教に由来すると思われるTシャツ等を職員が揃えることは問題があると思いますし、児童・生徒の中には、キリスト教やイスラム教、ヒンズー教など他の宗教もいると思われ、配慮すべきだと思いますがいかがでございますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

答弁をお願いします。

○教育長（太郎良 順一） 「教育委員会の政教分離の考え方について」のご質問にお答えします。

憲法第20条3項は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」としています。

また、教育基本法第15条には、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」とあります。

本町教育委員会においては、これを遵守いたします。

さて、ご質問で町内の幼稚園・小学校・中学校で運動会や体育会の際に職員が統一して88Tシャツを着用しており、政教分離の観点から問題があるとのこと指摘ございました。

そこでまず、町立の各幼稚園、小中学校における本年度の88Tシャツの着用状況についてご報告申し上げます。

町立幼稚園においては、全ての幼稚園で、幼稚園ごとに色やデザインが統一されたTシャツを着用されています。

小学校では、88Tシャツを着用されているのは、篠栗小学校のみで、色・デザインは統一されておられません。

中学校では、両校とも学校が独自でデザインしたロゴが入ったポロシャツを着用しています。

以上のように、町立の幼小中の半数が運動会等の際に教職員が88Tシャツを着用しております。

次に、88Tシャツを組織的に着用することが、『特定の宗教のための宗教教育

その他宗教的活動』であるかどうかについてでございます。

判断としては、それにはあたらないと考えます。

それは、88 Tシャツのデザイン構成は、「SASAGURI」及び「HENRO」のアルファベット、88か所の霊場を表す「88」の数字、数字の一部をお遍路さんの姿をアレンジしたデザインになっているものの全体として、スポーツのユニフォームのようなデザインであること。実際にある時期には、スポーツ用品を取り扱う大型店で販売された時期もあると聞いています。

また、88 Tシャツは、篠栗町の観光キャンペーングッズとして、篠栗町民が気軽に着用できるスポーツウエアとして定着していると考えます。

従って、88 Tシャツを運動会等で着用することは、教育基本法15条が禁じている宗教教育や宗教活動には当たらないという判断をいたしております。

このことから、教職員の運動会等における88 Tシャツの着用は、政教分離に反しないというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員、再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 確認ですが、組織的にやられた経緯は、過去にもないというふうに判断してよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 着用する背景はですね、まあ、なぜ統一するかというところがあるんですが、しかも運動会というところでございますので、保護者や児童・生徒が混在している状況の中で、やはり教職員であるという、誰が教職員であるということが本部からも、危機管理の上でも必要であろうというところがございます。

その中で、やはりそうなりますと一つの統一性が必要、それから機能性が必要、それから、あまり高価なものではないという経済性が必要だというふうなところで、各学校が独自の判断でですね、各学校においても、奨励というふうな形で取り組んでいるんじゃないかというふうに思っています。

各学校に聞きましてもですね、そういうふうな、安くて非常に手軽であるというふうなことから、しかもその時期と篠栗Tシャツが広く販売されたというふうな時期が一致をされていてですね、それぞれでこれを採用すると。

しかもまた、これは個人負担でございますので、特に強要ないということで、そういうふうな認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 私の法解釈とずれておりますが、教育長がそうおっしゃっているならそうなんでしょうから、ただ一つ言えることは、この霊場というのは守っていかなくちゃいけないし、もっと活発に産業活動していただきたいと思いますので、学校の先生方が着て頑張らなくちゃいけないようなことになる前に、産業観光課の方でしっかり頑張ってくださいますよう要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） ちょうど1時間たちましたので、ここで10分休憩に入りたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、横山和輝 議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

今回質問するにあたり、いろんな方からアドバイスをいただきました。その中に「新人議員なのだから毎回質問しなくてもいいのだよ」と言ってくれる方もおられました。これは私に対する激励の言葉だと受取り、今回も質問することにいたしました。

質問は、2問を予定しております。

最初の質問は、「エフコープ及び株式会社三和興業と町が取り交わした包括連携協定について」であります。

去る10月8日の西日本新聞朝刊に解体工事業者である株式会社三和興業と篠栗町が包括連携協定を結んだとの記事を見つけ大変驚きました。更に、エフコープともそれ以前に包括連携協定を結んでいたことを11月の広報で初めて知りました。

近年、道府県が大手の民間企業と包括連携協定を締結するケースは増えているのは事実であります。町村レベルでは限定的に協定を結ぶことはあっても、包括的に協定を結ぶということは聞いたことがございません。

ご存じのように、包括連携協定を結ぶためには大前提がございます。それは、双方の信頼関係がゆるぎないこととあります。町長は、2社との親密な関係にあるかもしれませんが、町との関係は、そのレベルに達していないと思っております。議会としても、この2社について申し上げるならば、私が知る限り今までに懇談や社

会見学などの交流を一度も行ったことがないようです。

ですから、このような状況下での包括協定締結を到底納得できるはずがございません。また、協定内容を見てもその必要性に疑問を感じる項目が多々あるように思っています。

従って、次のように具体的なお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、「株式会社三和興業との協定について」お尋ねいたします。

株式会社様三和興業をネットで検索すると、この会社は解体工事のほかに産業廃棄物処理業を営まれ、リサイクルセンターが城戸区内住にあることから、産廃業者としての知名度がわが町では強いのではないかと思います。

ですから、先方としては、自治体と包括連携協定を結ぶことは、イメージアップすることは、まず間違いないと思いますが、ただわが町にですね、どのような恩恵があるのかについてお聞きしたいと思います。

第一点目は、防災対策及び災害対応に関することについてであります。これは具体的には、非常時に避難場所や建設機材、資材の提供を受けることと理解しております。その場合、水害等が発生した時の避難場所として想定されているのは、前にも述べましたリサイクルセンターだと思います。私も現地を確認しましたが、このリサイクルセンターは、採石場跡地につくられたもので、入り口の県道と施設との標高差は相当なものがあるかと思っています。

そして、施設までにつづら折りの進入路を上らなければならず、災害時にはこの進入路自体が危険な状態になるのではないかと心配するほどです。

ですから、町はこの場所が避難場所に適しているかと本気で思っているのか、まずは伺いたしたいと思います。また、地元区の住民の皆さんに十分な説明をして理解していただいたのか。こちらについてもお聞きしたいと思います。更に、提供を受けようとする建設機材や資材名を教えてくださいたいと思います。

二つ目は、地域のエネルギーに関する具体的な策について説明をお願いいたします。

三つ目は、暮らしの安心・安全に関する具体的な策について説明をお願いいたします。

四つ目は、教育に関することについてでございますが、このことは、おそらく児童・生徒がリサイクルセンターを社会見学することを指しているのではないだろう

かと思っております。もしそうだとすると、リサイクルセンターを見学させることにより、子どもたちにとって身近な課題である家庭ごみがどのように処理されているかを学ばせるために、クリーンパークの見学の方が優先されるべきだと思います。

このことを踏まえ、社会見学 of 具体的指針を教育長に問いたいと思います。

五つ目は、地域福祉に関することについてであります。解体工事や産業廃棄物処理業を営む業者との間で、福祉に関しどのような具体策が存在するのか、説明をお願いいたします。

次は、「エフコープとの協定について」お尋ねします。

エフコープとの包括連携協定が平成29年8月に結ばれ、既に2年間が経過しております。この2年間で大きな成果を得ることができたのではないかと期待しております。協定の成果を具体的に示してください。

次の質問に移ります。

次の質問は、平成30年度から児童館スタッフの派遣会社がエフコープに替わったことに関してお尋ねします。この派遣会社の変更も協定によるものなのでしょうか。変更しなければならなかった理由等を含め、変更した経緯を説明していただきたいと思っております。

また、エフコープに変更になったことにより、複数のスタッフの退職があったと聞きます。退職者の具体的人数と、その理由がわかれば教えていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、包括連携協定を締結するにあたり、議会に説明が全くなかったことについてでございます。私自身、町民の皆さんからこの件について聞かれて非常に困っております。なぜ議会に説明がないのか、説明を強く求めたいと思っております。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま包括連携協定についてのご質問をいただきました。

いくつかの項目がございましたので、所管である総務課長から、そして教育分野については、そのあと教育長から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

はい、どうぞ。

○総務課長（立花 博友） 「エフコープ及び株式会社三和興業と取り交わした包括

連携協定について」のご質問にお答えします。

民間企業との包括連携協定は、平成29年8月にエフコープ生活協同組合と令和元年10月4日に株式会社三和興業と包括連携協定を締結しております。

包括連携協定は、防災や災害など特定の事案に留まらず、包括的にそれぞれが持つ人材、知識、サービス等を活用して協力していくことで、より豊かな地域づくりを進めることなどを目的といたしております。

議員が言われるよう道府県による大手民間企業との包括連携協定のほか、町村では民間企業・大学等と協定が進んでいる状況でございます。糟屋地区におきましても、新宮町では福岡工業大学、久山町では九州電力・九州大学、志免町では西南学院大学、須恵町では西日本シティ銀行で包括連携協定が行われております。

第6次篠栗町総合計画では、安定した行財政運営の基本方針の一つとして、「官民地域間協定の推進」を掲げております。官民を越えた行政課題の解決への取り組みとして、非常に有効なものと位置づけております。

まず(1)の株式会社三和興業との協定についてでございますが、議員ご指摘の(ア)から(オ)の5項目について締結いたしております。

10月の協定締結以後、各項目についてお互いにどのような施策ができるかを検討中ではありますが、協議時に出た活用例いたしましては、(ア)の防災対策及び災害対応に関することは、災害時に太陽光発電と蓄電池による電力提供や災害発生時のごみの受け入れ。

(イ)の地域エネルギーに関することは、北地区産業団地の再生エネルギー化への協力。

(ウ)の暮らしの安心・安全に関することは、充電機による電気自動車用電力提供。

(エ)の教育に関することは、リサイクルセンターでの社会見学の際の提供。

(オ)の地域福祉に関することは、外国人材への支援への協力などが挙げられております。今月初旬に事務協議を行っており、今後も必要に応じ協議を行い、町にとって有益で具体的な施策が実施できるよう進めてまいります。

(エ)のクリーンパークへの社会見学については、最後に教育長が説明いたします。

(2)の(ア)のエフコープ生活協同組合との主な成果としましては、平成30年12月にカブトの森公園にコープ共済の協力のもと健康づくりステーションとして、ベンチ、距離看板、血圧計の設置や事務所ホールの内装リニューアルなどを実

施いたしております。

また、4月の「春らんまんハイキング」や11月の「健診フェスタ」にも協賛を受け、ブースを出店していただいているほか、ふるさと納税の返礼品として、エフコープ内の障がい者の方が就労するアップルファームで栽培されたシイタケを提供いただき、障がい者就労の面で支援もいただいております。

今後は、福祉、子育て、農業など幅広い分野でも新たな事業展開ができるよう協議を進めてまいります。

(イ)の児童館スタッフについてのご質問についてですが、本業務は、平成31年4月に共立メンテナンス株式会社からエフコープ生活協同組合に委託先を変更しております。包括連携協定に基づくものではなく、公募型プロポーザルを実施し、委託事業者を決定したものでございます。

また、その際、5名の方が退職されたと聞き及んでおりますが、その理由につきましては、本人及び委託先の情報であることから、町では把握いたしておりません。

(3)の包括連携協定締結についての議会への説明についてでございますが、連携協定は総合計画の基本方針であり、町にとって行政課題解決に有効な協定と判断できるものについて締結しているものでございます。締結自体について議会の説明は行ってはおりませんが、広報ささぐりで町民の皆様へお知らせしており、また主な成果につきましても、その都度紙面上でお知らせしているところでございます。

施策の中で健康づくりステーションなど、町の予算措置が必要なものについては、予算委員会の中で説明いたしております。

しかしながら、今後は、事後になることもございますが、包括連携協定に関する事項が生じた場合は、議会の説明を行うよう検討いたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 教育長どうぞ。

○教育長（太郎良 順一） 「教育に関することについて」のご質問にお答えいたします。

株式会社三和興業との連携において、教育に関することで考えられることの一つに、議員がご指摘のように、小学校における社会科見学が考えられます。

しかしながら、これについては、受け入れ体制の問題と児童の移動の問題、そういう課題がありますので、にわかにはできるといような状況でございませぬので、今後検討が必要だろうというふうに思います。

ご質問は、社会科見学の実行指針であります。これは学習指導要領の社会科及

び生活科に示されていることが実行指針となると考えています。

学習指導要領には、教科ごと、学年ごとに目標と内容が示されています。これに基づいて各学校では、児童生徒の実態及び地域の状況に応じて、年間指導計画を立てています。この年間指導計画に基づいて、社会科見学が実施されているということです。

1・2年生については生活科の時間に、3年生から6年生までは社会科の時間に、発達段階に応じて校外活動を行います。5年生の社会科においては、町外の施設で学習が行われます。

クリーンパークにつきましては、町内の全ての小学校4年生が見学を訪れています。勢門小学校・北勢門小学校については徒歩で、篠栗小学校については距離がございいますので、移動について教育委員会が支援をして実施をされています。

今後、中学校も含めた教育に関する連携としては、三和興業における中学生の職場体験や三和興業の職員の方をゲストティーチャーとしてお招きして、小中学校における様々な学習活動の展開が考えられると思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そうですね、まず最初に、「防災対策及び災害対応に関することについて」お尋ねします。

まずですね、私通告書でも述べましたとおり、こちら避難場所に指定しているのではないかという質問をしたんですけど、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） 今月初めに、どれから最初にできるかということ、先方とお話しした段階でございます。

避難場所ということに関しては、その中には入ってきてないというか、今のところでは、災害ゴミの受け入れとか、向こうの機材じゃないですけど、そういうものを使ってできるところをまず始めましょうということで、協定の内容を詰めましょうという現在の段階でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これから検討するという話なんですけれども、包括連携協定なんですよ。協定を締結する前に、検討に検討を重ねて、何をするか決まって初めて協定を締結するものなんじゃないですか。

後ですね、避難場所については、新聞・広報、載っておりますけれども、これ何もされてないということですか。避難場所に指定するというのは、新聞にも載っておりますけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 避難場所等に関しましては、まだ具体的に話は行ってないというのが現状でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 包括連携協定の取り組みの仕方ですけれども、エフコープもそうですが、三和興業もそうですが、まず包括でこういうことについて今後協定をして様々に決めていきたいと思いますということで、エフコープもその後、年に2回ずっと協議を重ねて、現在の先ほど申し上げた内容の取り組みと実績に至っているわけございまして、三和興業につきましては、これから具体的にどういうことがしていただけるのか、町としてもどういうことを要望していくのかっていうことを決める段階でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ですので、それは協定を締結する前に話し合うべきことじゃないんでしょうか。もう既に、締結してしまっていますからね。

具体的に何をするかってというのが、今の答弁でよくわかりませんでした。一緒に何を目指しているんですか、三和興業と。それは、1年間で成果が出るようなものなんですか。

そこについて、ひとつお答えいただいてよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 1年ですぐっていう形では考えていません。今締結して、それをどんどん相手方と話をしながら、進めていながら、町としてもっといいものに、有利な形で、町ができるようなものに進めていこうという形で締結した内容で、これをやるという具体的なことを「今からこういうことをやりますよ」っていう形で、相手方と相互に話し合うような形にはなってきますけれども、基本的に「こういった内容に相手方が協力しますよ、その中身についてはこれから詰めていきましょう」ということで、協定を結んだところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私としては、それが問題だと思っているんですよね。

包括ですよ、まず部分的協定とか、単発的な協定ならまだしも、それでもちよっ

とおかしな話になりますけれども、包括的に協定を結んだ以上、協定を結ぶ前に、しっかりと何を一緒にやっていくかを決めていかないといけないんじゃないですか。結んだ後に決めていくっていうのは、それはおかしいですよ。

そうは思いませんか。

そういうのはせめてですよ、今まだ検討中であるのであれば、一つでいいです、何を目指しているのか教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） まず初めにでございますが、今度12月の初めに、相手方と協議した内容でございますが、まず、協定内容の（ア）防災対策と災害対応についてということで、相手方とそこを重点的に今すぐに取りかかれるところは、ここではないかということで、話を進めるということで、今、双方で協議しているところで、まだ以後、これについて話を進めているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 何も決めてないと言われると、私もこれ以上質問できないんですけれども、少し、細かなことを聞いていきたいと思えます。

まずは、暮らしの安心・安全に関する事で、答弁で充電機による電気自動車用電力を提供とありましたが、これは何でしょう、電気自動車用とは何をされるんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの内容については、三和興業さんが、内住の奥側に太陽光発電場所を大きく持っておりまして、そこで蓄電をして、町内の電気自動車所有者の方が、要は町の中が災害の時に停電になった場合には、私どもの蓄電機を利用して充電をしていただけますよという内容を承っている、そういうことでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そうですね、ただ本当に何も決まってないということなので、私もちょっと質問に困っていますけれども、教育に関する事で、少しお尋ねします。教育長の話では、まだ教育のカリキュラムにですね、三和興業の社会見学は入れてないと言われましたよね。

その後に、ゲストをお呼びしてお話をするという話をしましたけれども、実際に場所には行かないんですかね。三和興業にですね。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 可能ではありますが、先ほど言いましたように、遠隔地にあるので、移動手段というようなことを考える必要があるだろうと思います。

それから、先ほど言いましたように、まだ中学生を職場体験で受け入れるとか、あるいは見学コースを作るとか、そういうところがまだできていませんので、それはにわかに難しいかなというふうに思っています。

ただ、職員の方にですね、いろんな三和興業が持つておられるノウハウであるとか、あるいは企業理念であるとか、そういうふうなことを中学生にお話をしていたくことは直ぐにでもできるんじゃないかと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 私から若干付け加えますけれども、三和興業の社長様がおっしゃるには、そこはですね、1番上の方に大変最新型の、いわゆる産業廃棄物で、木材やいろんなものが入ってきたものを、数十メートルのラインの中で、いろんなものに仕分けして、有効利用できるもの、再利用できるもの、それから最終処分場に持っていくものという、ラインの中で一括してできるっていうような、大変大きな施設がございます。

そういうふうなものを、もう少し、私どもも整備するので、その時には是非見ていただきたいというようなお申し出はいただいているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 後はですね、実際に教育長がリサイクルセンターに足を運ばれたのか、また教育委員の方はどうなのかですね。実際にそこに行って、本当にここは小中学生が社会見学をするところに適していたかですね。言ってみれば、小中学生が、産業廃棄物処理を見学する、解体工事を見学する、ちょっと早過ぎませんかと個人的には思ってしまうわけですよ。どちらかというと工業高校であったり、それこそ大人になってから、社会人になってから見学するようなどころじゃないだろうかと思うんですけれども、それでも教育長は、あそこが適していると判断されたのかどうか、また、何か話し合いとかが行われたのかどうかをお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 度々、今御質問があっておりますが、冒頭から申し上げておりますように、これは包括連携協定ということで、今からいろんな項目について協議をしていくわけで、当然のことながら、教育長におかれましても、教育委員会でこういうことについてはまだ協議をしているわけではないというふうにお話があると

思います。実際に行かれたわけではないと思います。

議員が言われるように、包括連携を結んだ時には、全てのことについて項目をしっかりと検討した上でというのは、議員のご意見としてお承りしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それでは、エフコープについてお尋ねしたいと思います。

成果につきましては、カブトの森公園に300万円のベンチとかを買うための、300万円の寄附をしていただいたというふうにお伺いしましたけれども、それは広告費になるんじゃないでしょうか。

包括連携協定の成果として挙げるの悪くはないと思いますが、エフコープはもう2年間経過しております。ほかに何か成果はなかったんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 目に見えてというか、形になれば、カブトの森で実際に置かれているベンチというところが1番だと思いますが。他の面でも文化祭とか、健康づくりのときにブースで出店いただいているようなこともありますし、障がい者の方の就労についても、アップルファームで栽培されたシイタケの提供をいただいている。これも障がい者の就労面の支援にもなりますので、そういったことも重要なことだというふうに考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 包括連携協定について、最後、成果について議会で全く説明もなかったですし、協定についても全く知りませんでしたので、もうこれから先、最低1年に1回でもいいです。その都度、その都度、成果の方を議会で出させていただきますようお願いして、1問目の質問は終了したいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ご要望ということでございますけれども、それは議員のお申し出の話でございますので、まずそれを議会でしっかり議論していただいて、そういうことで、議会としても求めようということであれば、私どももしっかり対応していきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 2問目に移りますか。

その前に、1問目の中でね、_____ということについてはね。

○議員（横山 和輝） いいですか。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） 何回も言いましたけれども、こちらが説明を受けてないわけなんですね、知りえた情報が新聞、広報、それこそインターネットなんですよ。

それに対して、インターネットで調べた時に、その記事が、結構上の方にできますよ、知らない人がこれをぱっと見たときにですね、ここと包括連携協定を結んだとしたら、これはやはりイメージはあまり良くないんじゃないですか。そこら辺も含めて、議会で説明するべきでしたねと思いますけれども。

○議長（阿部 寛治） それを質問の中で説明として聞きましたよね、私は。

実を言うとね、_____ということについて言うと、本議会場ですから一応その分だけ削除したらいかがですかと、そういうことをずっとしてきた議会なんですよ。個人が特定できるからですね。要は、面倒くさいことが起きる。それだけです、私が言いたいことは。

○議員（横山 和輝） はい、分りました。

では、その次の質問を行いたいと思います。

二つ目の質問は、「作業班及び駐車場誘導員の過酷な働く環境の実態について」であります。

まずは、都市整備課及び産業観光課に派遣されております作業班に関する質問から始めます。

現在河川及び町道整備等のための作業員が都市整備課に4名、産業観光課に2名配置され、現在は6名全員が派遣会社からの派遣職員となっておりますが、それ以前、町の嘱託職員だったころは、それぞれの所属課で机とロッカーが利用でき、昼休み事は空調が効いた自分の机について食事をするのができていたものが、派遣社員となってからは、それぞれの担当課に彼らの居場所はなく、机、ロッカーも撤去され、昼食は車庫の片隅等で済ませているのが実情であると知って驚いております。

なぜ彼らに対し、なぜこのような処遇をするのかを教えてください。

また、彼らが置かれている働く環境がどのようなものかを担当職員の方も是非体験していただきたいと思います。

次が、「庁舎駐車場の誘導員の働く環境について」お伺いします。

篠栗駅東側自由通路の完成に伴い、庁舎駐車場も整備され、きれいになっております。このことは非常に喜ばしいことですが、問題は以前あった誘導員の詰所が撤去されていることでもあります。誘導員の皆さんは、全員が高齢者であることを考慮すれば、雨、風、そして寒さ等をしのぐ詰所は、絶対に必要だと考えます。

誘導員の皆さんも幾度となく総務課に要望されたと私自身聞いておりますが、いまだに実現されていないのはなぜなのでしょう。駐車場を利用される町民の方からも、実際に怒りの声が挙がっております。

この件について、納得のいく説明を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、作業班や駐車場誘導員に関するご質問をいただきました。

ご質問につきましては、まず担当の総務課から答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、（１）の都市整備課及び産業観光課に派遣された作業班に関することのご質問にお答えいたします。

以前は嘱託職員として雇用された職員で、現在は派遣社員ではなく、包括業務委託の受注企業の委託社員として配置されております。

直営から業務委託になっており、決められた業務も行うことで、業務の範囲には庁舎内におけるデスクワークはないなどのことから、机の配置をなくしたところでございます。

昼食休憩場所については、委託業者と協議をしており、以前から消防会館の２階（空調はついております）消防団詰所を使用させていただくことと取り決めておりました、委託業者の責任者から当該作業班にお伝えしているところでございます。

しかしながら、実情は議員のご指摘のとおりとなっております。

庁舎内における同様の委託社員については、役場２階和室や１階警備員室を昼食休憩場所としていることから、今後、当該社員も同様に役場２階和室を昼食休憩場所として開放することを検討いたします。

（２）の庁舎駐車場誘導員に関してですが、誘導員詰所については、歩道設置工事の際に支障を来すことから撤去いたしております。

詰所は誘導員の休憩場所として設置されたものだと思いますが、委託先のシルバ一人材センターにも事前に説明し、了承いただいた上で撤去を行っております。

また、休憩などが必要な場合は、業務の支障がない範囲で適宜認めておりました、その際は役場１階警備員室を利用させていただくよう協議済みで、必要に応じて利用いただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） まず、作業班に関してですね、お尋ねしたいと思います。

先ほどの答弁ではですね、休憩室が和室であったり、消防会館2階とありましたが、それはもう以前から、最初から、そのことは決められていたのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、立花課長。

○総務課長（立花 博友） 私は今年4月に総務課に移ったんですが、以前から相手業者と話のうえで、消防会館の2階を昼休みの休憩場所に使っていただくようにという取り決めにはなっていたということでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 後は、デスクワークはないと言いましたが、報告書ぐらいは書くでしょう。報告書はどこで書かれているのですか。

聞いたところによるとですね、総務課のテーブルで立って報告書を書いていたとかですね、あとロッカーもないと。じゃあ、どこに荷物を置いているんですかと。

実際、共立メンテナンスに行ってきました。行ってみれば、狭いですよね。あそこにぎゅうぎゅう詰めに作業服とかを乗せています。もう少しですね、町のために働いている方たちです。町民にとっては、言ってみれば、あの方たちが町で一番働いているんじゃないかというようなことを言われる町民もおられるぐらいですね。そういった方が実際そういう、昼食を車庫の片隅で食べると、少し惨めじゃないですか。そういうのを言われるとですね。

委託先があるかもしれませんが、町のために働いている方に、もう少し最低限の設備を投資していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（阿部 寛治） はい、立花課長。

○総務課長（立花 博友） 実際、今、そういう状況にあるかと思いますが、その昼食を食べる場所を町が提供してはないということでは全くございません。

そこに行かれるのが、やっぱり何となく行きづらいとかいうことがあれば、その辺りは皆さんにお話しして、特に今はもう寒くなってきましたんで、使っていただくようにはお話ししたいというふうには考えております。

場合によっては、そこだけじゃなくて役場の2階の和室がありますから、そちらを使っていただくようお話ししたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 後は、駐車場誘導員の方の質問に対して、再質問をいたします。

詰所をなくした理由が。

すみません、なぜ詰所を撤去されたか、もう一度言っていただいてよろしいですか。

忘れてしまって申しわけないです。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○総務課長（立花 博友） 自由通路の工事に伴って、あの前を歩道にするということになって、自転車を撤去いたしたところですよ。

その工事で、あそこも歩道になるということで、詰所を撤去という形になったというふうに聞いております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ただ実際、詰所は置けますよね。あそこのスペースを考えたらですね。

実際置けますし、そもそも、そういった理由で、休憩室も警備員室ですか。

警備員室からだと見えないんですよ、駐車場が。実際ですね。

そういうところで、見える範囲で、今、誘導の方たちが、パイプ椅子に座っているじゃないですか。どう思いますか。高齢者の方がですよ、誘導しているときに、休憩している人が、実際パイプ椅子なんですよ。

篠栗町は高齢者にやさしい町じゃないですか。あれを町民の方が見たらどう思いますか。高齢者の、言ってみれば虐待ですよ。ああいうのを見るとですね。

詰所を元に戻すだけでいいんです。戻していただくことはできないんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○総務課長（立花 博友） シルバー人材センターと事前に協議した上でということでお話を聞いています。

現在、総務課の方に、そういうことで苦情等はまだ聞いてない状況です。直接こちらに来られなかったのかもしれませんが、その辺りは、実際把握はしてないところでごさいます。向こうと協議の上で、若干遠いかもしれませんが、そこを使っていただくということでお話しして、了承いただいているところが、現状のところでごさいます。

それからの話ということでは、シルバー人材の方からありませんので、その辺りに関しては、こちらも全く把握してなかったところではございます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまご質問がありました「町道整備のための作業員」それから「駐車場の誘導係の方々」のご質問につきましては、今議員がおっしゃるところも、もっともであろうかと思えます。

これについては、しっかり私どもも、シルバー人材センターあるいは共立メンテナンスと協議をいたしまして、職場のいわゆる労働条件を改善するように努力してまいりたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 前向きな話し合いをしていただくよう要望して、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 質問順位 5 番、田辺弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 5 番、公明党の田辺でございます。

今回は、「上水道施設の維持について」質問いたします。

今年の 4 月に篠栗町の上水道事業の安定化を図るために、水道料金の改定が行われましたが、平成 27 年に策定された篠栗町公共施設等総合管理計画では、篠栗第一浄水場、第二浄水場ともに設備衛生が更新検討となっております。

第一が出来てから 50 年、第二も 45 年がたち、設備の劣化等が懸念されております。

昨年 12 月、人口減少や節水意識の高まりなどによる料金収入の低下で水道事業の経営が厳しくなっていて、老朽化が進む水道管などの施設の改修が思うように進んでいない状況を打開しようと、水道事業の経営基盤を強化することを目指した水道法が改正されました。

全国的にも水道管などの設備の老朽化が進み、そのための更新費用がかさんでおり、このため各地で水道料金の引き上げが相次いでいますが、水道業者、これはほとんどが自治体ですが、その 3 分の 1 は赤字の状態に陥っており、その結果、老朽化した設備の更新が思うように進まず、各地で漏水や破損事故が相次いでおります。

改正法では、市町村を超えた事業の広域連携を推進。水道業者に対し、施設の維持・修理の基礎となる施設台帳の作成・管理も義務付けられました。

また、民間のノウハウを活用する官民連携では、自治体の水道事業者としての位

置付けを維持したまま、民間業者が運営できる仕組みを取り入れることができるようになりました。

これらを踏まえて、次の質問を行います。

①浄水場の施設を維持するためにはどのような検討がなされているか。

②浄水場の耐震対策は。

③施設台帳の作成・管理はなされているか。

④水道管の状態の掌握は。

⑤将来的に民間業者に運営を委託することはありえるか。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 田辺議員からは、「上水道施設の維持は」についてのご質問がございました。

以前、篠栗町公共施設等総合管理計画についてのご質問をいただき、答弁をいたしました。今回のご質問はその中の水道法の一部改正に伴う官民連携の推進などに対する町の考え方の確認であろうと思います。

町民の皆様に関心の非常に高い問題だと思えます。

ご質問は、上水道施設の維持について5項目ございましたので、上下水道課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） 上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） それでは、各項目の答弁の前に田辺議員ご指摘の水道法の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨といたしまして、水の需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足などの直面する課題に対し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講じられたもので、その概要といたしまして五つございます。

一つ目は、関係者の責務の明確化。

二つ目は、広域連携の推進。

三つ目は、適切な資産管理の推進。

四つ目は、官民連携の推進。

五つ目は、指定給水装置工事事業者制度の改善でございます。

この水道法の一部改正に伴う、水道事業での対応などについて答弁をいたします。

それでは、まず1番目の「浄水場の施設を維持するためにどのような検討がなさ

れているか」と2番目の「浄水場の耐震対策は」についてお答えします。

本町には、和田に第一浄水場、山王に第二浄水場、城戸に城戸浄水場と3つの浄水場がございます。

いずれも耐用年数を迎えるなか、機械設備を含め老朽化が進んでおり、長寿命化のための大規模改修工事、更新工事などの検討が急務となっております。

また、旧建築基準法での建築物であり、耐震化がなされておられません。

従って、平成30年度「篠栗町新水道ビジョン」を策定、今年度水道料金を改正、来年度以降「水道事業経営戦略」を策定の予定で進めており、その中で浄水場は耐震調査及び耐震化工事に多額の費用が発生することが考えられますので、施設の建て替えを検討しております。

次に、3番目の「施設台帳の作成・保管はなされているか」と4番目の「水道管の状態の掌握は」についてお答えします。

施設台帳は、調書及び図面として整備すべき情報であり、調書は管路調査及び管路以外の調書、図面は全体像を把握するための配置図及び施設平面図で、紙ベース及び電子媒体で作成し、役場及び浄水場で保管をしております。

水道管の状態につきましては、篠栗町統合型GISを活用し、新設・更新についての情報を更新しております。

最後に、5番目の「将来的に民間業者に運営を委託することはありえるか」についてお答えします。

改正の概要は、地方公共団体が、水道事業者などとしての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣などの許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間業者に設定できる仕組みを導入するもので、「コンセッション方式」の促進が盛り込まれております。

現在、水道施設運転維持管理等包括業務委託を実施し、官民連携の推進を図っておりますが、運営権までは委託していません。

新聞などの報道でありましたが、民営化による水道料金の高騰、水の安全の確保、災害時の対応、海外での再公営化などの懸念もあり、導入についての検討も行っていません。

なお、本町は、県・福岡都市圏・福岡地区水道企業団の一員として、広域連携の検討を行っております。

水道事業は町にとって重要なインフラ施設の一つであります。

計画的な更新や耐震化を進める基礎となる、資産管理とともに効率的な事業運営

を行えるよう、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 民営化の検討は行っていないということでしたが、私も、答弁されたように、新聞等いろんな問題があるので、民営化はぜひともやめて、そしてしっかりと町でやっていくために、再質問させていただきます。

今、施設台帳は、管路調査書及び管路以外の調書、図面は全体を把握するための配置図及び施設平面図とありましたが、前に、町長も言われたように、私が一般質問いたしました公共施設の固定資産台帳との連携はどのようになされているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） 例えば、一つの工事により取得した資格・機械設備などの資産の情報を、施設台帳と固定資産台帳に同時に登載し資産管理を行っております。施設台帳に登載されている情報と固定資産台帳に登載されている情報から作成する財務諸表など総合的に勘案し、更新時期の検討を行っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ありますか。

どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今、広域連携についても触れられましたが、この広域連携の検討についても、もう少し内容を教えて下さい。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○上下水道課長（八尋 正記） 県は、水道事業の経営基盤安定化のため、広域連携を推進しています。

福岡都市圏総合水対策研究会において、各事業体のアセットマネジメントや配水地や浄水場の標高を示した水位関係図に基づく施設統合といった隣接町との連携検証に取り組んでおります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

何かあったらどうぞ。

○議員（田辺 弘之） これから先、大切な問題ですので、最後に要望といたしまして、この水道事業は、普段は余り気にしておりませんが、生活していく上で最も大切な一つだと思います。また、現在進行している篠栗北地区産業団地は、食品関連

企業が来るようになっており、将来的にも、水の持続的な確保が絶対条件となります。そういったことを踏まえて、水道施設の維持、また運営を考えていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会いたします。

散会 午後0時03分

令和元年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月13日 (採決)

令和元年 第4回 定例会 会議録

日時 令和元年12月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長補佐	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月9日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第84号「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第84号「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に要する費用に充てるための基金として積み立てるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、国から交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に確実に充当するため、基金として積み立てるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第84号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2、議案第85号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第85号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和元年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、①一般職給与表について、給料月額（若年層）を平均0.1%引き上げるもの。②一般職勤勉手当について、0.05月引き上げ、年間賞与4.45月から4.50月に改定するもの。③特別職期末手当について、0.05月引き上げ、年間賞与3.40月から3.45月に改定するもの。④議員期末手当について、0.05月引き上げ、年間3.30月から3.35に改定するもの。

以上、4点については、平成31年4月1日に遡って適用されます。

⑤住居手当支給額を民間における住宅手当等の支給状況等を踏まえ、家賃額の下限を引き上げるとともに、手当額の上限も引き上げるもの。

これについては、令和2年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 86 号「篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 86 号「篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、歳計現金の一時的な不足に対応するための繰替運用について規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本基金条例に繰替運用の規定がないため、他の基金条例との整合性を図るため、繰替運用について規定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

委員会の中で、繰替運用の規定については、基金設置条例の趣旨からすると安易に設定するものではなく、その条項を除いたほうが良いという理由で反対の討論がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第87号「篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員会（栗須 信治） 報告いたします。

議案第87号「篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域福祉、高齢者、障がい児者施策を総合的に取り組み、地域共生社会の実現に向けた計画を一体的に策定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、令和2年度中に計画期間が満了する篠栗町地域福祉計画、篠栗町高齢者保健福祉計画、篠栗町障がい者計画、篠栗町障がい福祉計画及び篠栗町障がい児福祉計画を一体的に策定するため、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例を篠栗町福祉総合計画策定審議会条例に改め、個別の計画について審議会で審議が可能となるよう、必要な改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 88 号「篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 88 号「篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、平成 30 年度に国民健康保険が県単位化されたことに伴い、本町の国民健康保険事業の財政運営が安定化してきたことで、基金の設置目的が果たされたため、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

廃止の理由は、国民健康保険の保険給付費支払に係る事業の円滑な運用を目的に設置された基金について、既に目的が果たされた状態であると言えるため、基金の廃止を行うものです。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第90号「指定管理者の指定について」を議題といたします。
本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第90号「指定管理者の指定について」

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの指定管理期間が、令和2年3月31日で終了することから、新たに5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものです。

指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、指定管理者選定委員会が設置され、同委員会にて選定されました。

指定管理の内容は、公の施設の名称及び位置 篠栗町総合保健福祉センター 篠栗町中央一丁目9番2号。指定管理者となる団体の名称及び所在 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之 東京都中央区京橋三丁目13番1号。指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第91号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 9 1 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により、実施する工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金条例第 4 条第 1 項第 4 号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求められたものであります。

内容は、和田地区井堰改良工事に伴い、和田区水利組合が負担する受益者負担金 3 5 万 1 , 4 5 0 円について免除を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決し、同意することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、同意です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 9 1 号は、委員長報告のとおり同意されました。

日程第 8、議案第 9 2 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 9 2 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により実施する工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第 4 条第 1 項第 4 号及び第 6 号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求められた

ものであります。

内容は、津波黒クロトリ地区水路改修工事及び津波黒クロトリ地区水路浚渫工事で同条例第4条第1項第4号の適用、また、沖田井堰浚渫工事の同条例第4条第1項第6号の適用により、津波黒区水利組合及び和田区水利組合が負担する受益者負担金、合計64万4,460円について免除を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決し、同意することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、同意です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第92号は、委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第93号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第93号「令和年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億633万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,591万円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第94号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第94号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ46万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,227万円とするものです。

予算の内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正のほか、県補助金等の額の確定による返還金の増額補正、財源更正等、また前年度繰上充用金の額の確定による減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第95号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第95号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,257万3,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第96号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第96号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出17万6,000円を増額し、収益的支出の予定額を8億7,384万7,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し2,325万8,000円の黒字予算とするものであります。

全員出席の予算特別委員会において審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第97号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第97号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出8,000円を減額し、収益的支出の予定額を5億2,307万7,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し223万4,000円の黒字予算とするものであります。

また、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額から、資本的支出29万5,000円を追加し、資本的支出の予定額を1億9,956万2,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億1,946万1,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、文教厚生委

員長から意見書案第1号「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」、意見書案第2号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」、意見書案第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善をとめる求める意見書」の3議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3と議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号、第3号を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第1号「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 意見書案第1号 提案理由、「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」

本定例会において、「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しました。

上記の意見書を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

令和元年12月13日。

以上、終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号を原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第1号もみなし採択といたします。

追加日程第2、意見書案第2号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 意見書案第2号 提案理由、「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」

本定例会において、「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しました。

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

令和元年12月13日。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第2号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第2号もみなし採択といたします。

追加日程第3、意見書案第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 意見書案第3号 提案理由、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」

本定例会において、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しました。

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

令和元年12月13日。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第3号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第3号もみなし採択といたします。

日程第14、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和元年第4回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」はじめ条例の制定5件、「財産の取得について」1件、「指定管理者の指定について」1件、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」2件、「令和元年度補正予算」5件の、上程いたしました14議案について可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

特に、議案第89号「財産の取得について」につきましては、災害時対応のためのトイレトレーラー導入のための議案でございました。本議案は、事業費の一部を緊急防災・減災事業債を活用して取り組むもので、導入まで4か月弱かかることから、今年度内に納車が間に合うよう開会日に審議をお願いし可決いただきました。議会の柔軟なご対応に感謝申し上げます。

また、議案第90号「指定管理者の指定について」は、篠栗町総合福祉センター「オアシス篠栗」にかかる指定について議会の議決をいただいたものでございますが、施設が20年近く経過することから、今後の運営等につきましては、この5年間で慎重に考えていかなければならない時期に来ているのではないかと感じております。今後も、議会と十分協議してまいりたいと考えますので、何とぞよろしくお

願いたします。

さて、現在「第二期 篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて、外部有識者も交えた審議会において議論をしておりますが、年明けには審議を終了し、本編を作成したうえでパブリックコメントを経て、令和2年議会第1回定例会にてご報告し、同年4月からスタートする運びとなります。今回の目玉としての取り組みは、「まちに人を呼び込む」ための取り組みで、現在、進出予定法人と詳細を協議中でございますが、採石場跡地を利用した専門学校、将来専門職大学を視野に入れての新設でございます。これは民間事業として行われるもので、篠栗町は相応のインフラ整備を行い、4年後の開設に向けてスタートしようというものでございます。詳細が固まりましたら、また議会にご報告いたします。

いよいよ私にとりまして、任期最後の年がスタートいたしました。

「まちづくり」は、町民の皆様が安心・安全に暮らすことのできるよう継続して取り組む必要があることは言うまでもございません。私は、これからの11か月余りのなかで、しっかりと将来への道筋をつけて任期を全うしようと考えております。「地方創生」と「対話のまちづくり」という4年前に掲げた思いを少しでも前に進めることができますよう、「持続可能なまちづくり」に精一杯努力してまいる所存でございますので、何とぞよろしく願いたします。

最後に、来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「第二期 篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の力強い発進を目指して努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げ、篠栗町議会令和元年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議どうもありがとうございました。

そして、今年一年どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

松田 國守

篠栗町議会議員

荒牧 泰範
